

各 位

平成 29 年 2 月 16 日

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

イノチオアグリ 株式会社
代表取締役 萱 生 義 幸

弊社は、一昨年 10 月に公正取引委員会の立入検査を受け、これまで同委員会による調査に全面協力してまいりました。

本日、弊社は、同委員会から、宮城・福島地区において地方公共団体等が競争入札・競争見積の方法により発注する農業用ハウス工事に関し、独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受け、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

1. 排除措置命令の概要

上記違反行為を既に取りやめていることを確認し、今後は、他の事業者との間で受注調整をすることなく、自主的に受注活動を行うことを取締役会で決議すること並びに当該決議をしたことを他の事業者及び地方公共団体に通知し、自社の社員にも周知徹底すること等の措置を命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 9014 万円

なお、上記額は、平成 28 年 3 月期において特別損失として計上済みであります。

今回の事態を厳粛に受け止め、一昨年 10 月以降、「独禁法コンプライアンスマニュアル」の制定、内部通報制度の設置及び全社員に向けたコンプライアンス説明会を実施するなど、イノチオグループ全社をあげてコンプライアンス体制の強化に努めてまいりました。今後も、継続的に役員及び従業員に対するコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

また、今回の事態を深く反省するとともに、再発防止に取り組む姿勢を明確にするため、平成 29 年 3 月から 5 月まで、次のとおり役員報酬を自主返上することにいたしました。

弊社会長、代表取締役、その他取締役（合計 5 名）について、月額報酬の 10%から 30%

本件に関しまして、お取引様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、今後は、独占禁止法をはじめとする各種法令を遵守することはもちろん、その背後にある「社会的要請」に真摯に応え、二度とこのような事態を招くことがないように努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
イノチオホールディングス株式会社
コンプライアンス推進室 金田 村林
TEL : 0532-25-5711